

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年6月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2600001号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2600001号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月28日の標準賞与額を27万7,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成30年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間において、A社から賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された2018年2回分賞与明細書及び賞与集計表並びに請求者から提出された預金通帳及び平成30年分給与所得の源泉徴収票の写しにより、請求者は、請求期間において、A社から27万7,500円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、上記賞与明細書及び賞与集計表に記載されている支給日並びに上記預金通帳の写しにより確認できる振込日から、平成30年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月28日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。